

青市監第19号
令和5年5月24日

請求人様

青森市監査委員 出町文孝
同 伊藤孝哉
同 大矢保
同 里村誠悦

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年4月3日付け、地方自治法第242条第1項の規定により請求があった「青森市職員措置請求書」に係る監査の結果について、同条第5項の規定により通知します。

決 定 書

第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

第2 請求の要旨

1 請求の要旨

ア、福祉部障がい者支援課

イ、●●法人 ▲▲ に対する受給決定障害者（以下「請求者」と同義）のサービス利用実績として支出した以下の支出

令和3年	5月分	送迎加算 I	4件	840円	
	7月分	就継 B 送迎加算 I	2件	420円	
	8月分	就継 B 送迎加算 I	2件	420円	
	12月分	食事提供体制加算	1件	300円	
令和4年	2月分	食事提供体制加算	1件	300円	
		就継 B 送迎加算 I	2件	420円	
令和4年	3月分	食事提供体制加算	1件	300円	
		就継 B 送迎加算 I	2件	420円	計3,420円

ウ、請求者はイ、に記載のサービスを利用していないため、不当な支出である。

エ、青森市に3,420円の損害が生じている。

オ、支出が正当であり、請求者の主張が誤りであるとするなら、その理由の表明。請求者の主張が正当であるとするなら原状の回復及びその実施の証明の提示（即ち債権回収の証書等の提示）。ならびに事件性の有無の見解とその理由の表明。

カ、

1. 青森市が当該●●法人に公金を支出した具体的日時が請求者からは不明であるから。即ち、請求者が財務会計上の行為から1年後を判断する情報がないため、どの事案が財務会計上の行為から1年後であるかは監査委員の調べによるものであるから。（例えば令和4年3月分の当該●●法人に対する青森市の支出は令和4年4月1日(金)には行っていないと推定されるが、その具体的日時は請求者からは不明である。）
2. 請求者の主張が正当であるならば、当該案件は債権の回収(原状の回復)の問題が考慮され、債権の消滅時効(民法第166条)に係る事項の可能性があるため。
3. 詐欺罪(刑法第246条)の問題が提起され、その場合の民事・刑事の時効に係る事項となる可能性があるため。

【請求の要旨に添付された事実を証する書面】

介護給付費・訓練等給付費等明細書（令和3年5、7、8、12月分、令和4年2、3月分の計6枚）

第3 請求の受理

本件請求は、令和5年4月3日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

第4 要件審査

1 住民監査請求制度（地方自治法第242条第1項）の趣旨

地方自治法第242条第1項本文は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。すなわち、請求人が具体的な措置を特定して請求する場合は、一つに予防措置、二つに是正措置、三つに怠る事実解消措置、四つに損害補填措置の4種類のいずれかに該当するものに限定されていると解される。

本件請求のうち、請求人は、請求の要旨オの中で、事件性の有無の見解とその理由の表明を求めるとともに、請求の要旨カの3において、詐欺罪(刑法第246条)の問題が提起され、その場合の民事・刑事の時効に係る事項となる可能性があるとしているが、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の趣旨を逸脱していることから、本件請求の対象とする余地はない。

2 住民監査請求期間（地方自治法第242条第2項）の趣旨

次に、地方自治法第242条第2項において、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間は、当該行為があった日又は終わった日から1年と定めている。

しかし、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決によると、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしている。当該「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

また、最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決によれば、普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

本件請求のうち、請求の要旨カの1で「青森市が当該●●法人に公金を支出した具体的日時が請求者からは不明であるから。即ち、請求者が財務会計上の行為から1年後を判断する情報

がないため、どの事案が財務会計上の行為から 1 年後であるかは監査委員の調べによるものであるから。」として、請求の要旨イの令和 3 年 5 月分から令和 4 年 3 月分までについて監査請求をしているが、地方自治法第 242 条第 2 項、監査請求の期間を徒過したものについては住民監査請求の対象としないというのが法の定めるところであるから、請求の要旨イのうち本件請求のあった日の 1 年前の日の前日である令和 4 年 4 月 2 日以前に行われた介護給付費・訓練等給付費に係る公金の支出については監査の対象とはしない。

また、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書における正当な理由の存否について検討すると、本件請求に係る請求書には正当な理由の存在を認めるべき事由を記載しておらず、加えて、請求人は事実証明書から令和 4 年 4 月以前の介護給付費・訓練等給付費の公金の支出を知ることができたと解されるが、請求人は当該時点から相当な期間を経過して住民監査請求を提起していない。このことから、請求人がした、令和 3 年 5 月分 送迎加算 I 4 件 840 円、同年 7 月分 就継 B 送迎加算 I 2 件 420 円、同年 8 月分 就継 B 送迎加算 I 2 件 420 円、同年 12 月分 食事提供体制加算 1 件 300 円 の介護給付費・訓練等給付費の公金の支出の住民監査請求については、正当な理由があるものとして本件請求の対象とする余地はない。

3 要件審査

以上 1、2 から本件請求について、請求人が求める請求の要旨イのうち「令和 4 年 4 月 2 日以前に行われた介護給付費・訓練等給付費に係る公金の支出」、請求の要旨オのうち「事件性の有無の見解とその理由の表明」及び請求の要旨カの 3 の「詐欺罪(刑法第 246 条)の問題が提起され、その場合の民事・刑事の時効に係る事項となる可能性」に対する監査請求については地方自治法第 242 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に適合しているとは認められないため、却下する。

第 5 監査対象事項

要件審査の結果、本件請求は、請求の要旨イのうち、令和 4 年 2 月分 食事提供体制加算 1 件 300 円及び就継 B 送迎加算 I 2 件 420 円、令和 4 年 3 月分 食事提供体制加算 1 件 300 円及び就継 B 送迎加算 I 2 件 420 円の計 1,440 円の公金の支出についてを監査対象とし、請求の要旨ウの、請求者は本サービスを利用していないため、不当な支出となっているのか、それにより、請求の要旨エの青森市に損害が生じているのかについて監査を実施するとともに、請求の要旨オの支出が正当であるか等について監査を実施する。

第 6 監査の執行

1 監査期間

令和 5 年 4 月 18 日から同年 5 月 23 日まで

2 監査対象部局

福祉部障がい者支援課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述について、事実証

明書のほかに証拠の提出はなく、請求人の意向により陳述は実施しなかった。

4 関係人の証拠の提出及び陳述

令和5年4月24日に青森市長から弁明書及び証拠書類の提出があり、関係人である福祉部障がい者支援課から弁明書等についての陳述の聴取を行うこととした。関係人である福祉部障がい者支援課から、社会福祉法人等の監査・実地指導を実施している福祉部指導監査課の同席の申し出があったことからこれを認め、令和5年5月16日に陳述を聴取した。

(1) 陳述の主な内容

福祉部障がい者支援課からは、令和4年7月に本件請求人から事業者からのサービスの提供を受けていないにも関わらず、サービスが提供されたことになっているとの申し出に基づき、令和4年9月に当該事業者への聞き取り調査を実施した。事業者において自主精査が行われ、その結果、職員休暇日の人員の業務引継ぎ等が機能しておらず、請求人が言及する加算部分に係るサービスを提供していないとの報告を受けた。したがって、請求の要旨イ記載の内容と請求の要旨ウ記載の不当な支出となっていたことは認める。ただし、事業者に対して請求に誤りがあった場合には、過誤調整の申立てを行うよう指示し、それに基づき請求人が利用した令和3年5月分から令和4年3月分までの当該請求分については、令和4年10月26日に全額過誤の調整が終了している。したがって、本市に損害は生じていない旨の説明があった。

また、請求人が請求の要旨オで求めている原状の回復及びその実施の証明の提示（即ち債権回収の証書等の提示）については、福祉部障がい者支援課が請求人に当該証明の提示を行うとの説明があった。

第7 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

【地方自治法】

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべ

きことを請求することができる。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第 28 条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第 30 条の規定により支給する給付とする。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護(医療に係るものを除く。)
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第 30 条の規定により支給する給付とする。

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援
- ④ 就労定着支援
- ⑤ 自立生活援助
- ⑥ 共同生活援助

(介護給付費又は訓練等給付費)

第 29 条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2・3 (略)

4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5～8 (略)

【介護給付費等の請求に関する命令】

(定義)

第 1 条 この命令において「介護給付費等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定する介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費をいう。

2 この命令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含み、法第 29 条第 7 項(法第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。)、法第 51 条の 14 第 7 項及び法第 51 条の 17 第 6 項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託する場合にあっては、当該連合会とする。)をいう。

3 この命令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、介護給付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等(法第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)又は指定相談支援事業者(法第 51 条の 22 第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(介護給付費及び訓練等給付費の請求)

第 2 条 指定障害福祉サービス事業者(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援(以下この項において「居宅介護等」という。)に関して支給される介護給付費の請求にあっては、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項)を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式(居宅介護等に関して支給される介護給付費の請求にあっては、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項)に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

2 指定障害者支援施設等(法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第 3 条・第 4 条 (略)

(介護給付費等の請求日)

第 5 条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月 10 日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による介護給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

【青森県国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則】

(過誤調整)

第 16 条 市町村及び県に対する請求確定額又は指定事業者等に対する支払確定額を決定した

後にこれらの計数に異動が生じたときは、過誤として処理する。

(請求関係の過誤)

第 17 条 市町村からの障害介護給付費に係る請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が障害介護給付費に係る請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定事業者等に対する支払額に異動が生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、障害福祉サービス費等過誤決定通知書（様式第 4 号）を作成し、払込請求書に添えて送付する。

3・4 (略)

(支払関係の過誤)

第 18 条 指定事業者等からの支払額の過誤の通知を受け、これを確認したとき又は連合会が支払額の過誤を発見したときは、翌月分の支払において調整するとともに、市町村及び県に対する請求額に異動が生じたときは、前条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、支払の手続きの際、過誤調整を通知する。

3 翌月以降の支払において過誤の調整をすることができない事由があるときは、指定事業者等に対し、戻入の手続きをとる。

(2) 認定事実

本件請求に係る介護給付費・訓練等給付費の請求及び支払に関し、次に掲げる事実を認定した。

① 介護給付費等請求関係事務の流れ

本市の指定を受けた事業者は、利用者に対して各種障害福祉サービスを提供する場合、当該サービスの計画を作成し、提供記録等を作成したうえで、それらの記録に基づき、翌月 10 日までに、本市が請求の受付、1 次審査及び支払業務の委託をしている青森県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ電子請求受付システムを使用し、請求している。当該請求は、国保連での 1 次審査、本市において 2 次審査を行い、国保連よりさらにその翌月初頃に各事業者に対して電子請求受付システムを通じて支払額等の決定通知書が送付される。

国保連は、同月に本市へ各事業者への支払予定額をまとめて請求し、本市より請求額の支払を受け、同月の 20 日までに各事業者に支払う流れになっている。

なお、請求内容に過誤があった場合は、事業者が請求の取下げや再請求手続きを行い、精算することになるが、過誤処理は請求明細書単位となるため、1 枚の明細書で複数のサービスがあった場合でも、全てのサービスが過誤処理の対象となる。

② 本件請求に係る公金の支出日について

請求人からの監査請求において、事業者に対する受給決定障害者のサービス利用実績として提出された支出のうち、監査対象となるのは次のとおりである。

ア	令和 4 年 2 月分	食事提供体制加算	1 件	300 円
イ	令和 4 年 2 月分	就継 B 送迎加算 I	2 件	420 円

ウ 令和4年3月分 食事提供体制加算 1件 300円

エ 令和4年3月分 就継B送迎加算I 2件 420円

監査対象となる当該請求の公金の支出について確認するに、介護給付費・訓練等給付費の請求については、事業者ごとに当月分を翌月にまとめて請求しており、上記アからエの市の公金の支出について、別表1のとおり確認した。

【別表1】

番号	サービス提供月	事業者請求月	市の支出年月日	市の支出額(円)
1	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月18日	44,790
2	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月18日	59,460

別表1の番号1に、上記ア 令和4年2月分 食事提供体制加算 1件 300円及びイ 令和4年2月分 就継B送迎加算I 2件 420円が含まれ、番号2に、上記ウ 令和4年3月分 食事提供体制加算 1件 300円及びエ 令和4年3月分 就継B送迎加算I 2件 420円が含まれていることも合わせて確認した。

③ 請求人と監査対象部局との経緯

請求人は、令和4年7月、福祉部障がい者支援課に対して、「事業者からのサービスの提供を受けていないにもかかわらず、サービスが提供されたことになっている」との申し出を行い、また、同年8月には事業者から提供された「介護給付費・訓練等給付費等明細書」をその証拠書類として提示した。

このことを受け、福祉部障がい者支援課においては、同年9月、当該申し出に基づき、事業者に対して聞き取り調査を行った。その後、事業者から介護給付費・訓練等給付費の請求の際に、職員休暇日の人員の業務引継ぎ等が機能していなかったとの報告を受け、事業者に対して自主精査を指示し自主精査の結果、請求に誤りがあった場合は過誤調整の申立てを行うよう指示した。

事業者は、同年10月10日請求期限の介護給付費・訓練等給付費の請求において、請求人に係る請求内容に過誤があったとし国保連に対して請求誤りによる全ての取下げの申立てを行い、同年10月26日付けで国保連から本市に対し、過誤の申立てが決定した旨の障害福祉サービス費等過誤決定通知書が発出された。

④ 原状の回復及びその実施の証明の提示

請求人は、請求の要旨オにおいて請求人の主張が正当であるとするなら原状の回復及びその実施の証明の提示（即ち債権回収の証書等の提示）を求めている。

上記③に記載したとおり、事業者は、令和4年10月10日請求期限の介護給付費・訓練等給付費の請求において、請求人に係る請求内容に過誤があったとし国保連に対して請求誤りによる全ての取下げの申立てを行い、その後同年10月26日付けで障害福祉サービス費等過誤決定通知書が発出されている。この通知書が原状の回復及びその実施の証明に該当するものと思料されるが、当該証拠書類の保管元は監査対象部局である福祉部障がい者支援課となることから、請求人に対する証拠書類の提示については、福祉部障がい者支援

課で対応する旨の申し出があった。

⑤ 損害の発生の検討

請求の取下げ（過誤）とは、国保連に対して行った介護給付費・訓練等給付費の請求で、支払決定されたものを取り下げることとし、実際のサービス提供実績と異なった内容で請求し支払決定されたものを、一度請求を取り下げて請求自体がなかったものとして処理することをいう。介護給付費・訓練等給付費は、過誤処理を行った翌月の支払金額から取下げ分の金額を相殺して支払われることとなり、支払金額がない場合や取下げ分の金額が支払金額より多い場合等、相殺できない場合は、国保連から納付書が届き、現金で支払うこととなる。

また、過誤処理完了後は、国保連から本市に対して各種サービス費に応じた「過誤決定通知書」が送付される仕組みとなっている。

本件請求においては、監査対象期間外の令和3年5月分から令和3年12月分までの支出を含む3,420円の支出について損害が生じているとしているが、令和4年10月26日付け、国保連発出の障害福祉サービス費等過誤決定通知書により、請求人が監査請求した監査対象期間以外の支出を含む3,420円に係る該当月の請求額全額について障害福祉サービス費の過誤による取下げが決定し、過誤調整がなされており、消滅時効の問題も発生していない。

(3) 監査委員の判断

最高裁平成6年9月8日第一小法廷判決によると、住民監査請求は、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないとされている。

これを本件についてみると、請求人が利用したサービスに係る事業者に対して支払われた介護給付費・訓練等給付費に係る公金の支出については、請求人の請求のとおり、不当な支出となっていたが、上記認定事実に記載のとおり、事業者の過誤の申し出により、既に、請求の取消しと同時に過誤調整がなされており、本市に損害が発生していないことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和5年5月24日

青森市監査委員 出 町 文 孝

同 伊 藤 孝 哉

同 大 矢 保

同 里 村 誠 悦